

## 沼津市職員の交通事犯に係る懲戒処分等の指針

平成 18 年 12 月 25 日市長決裁

### 第 1 趣旨

この指針は、一般職の職員（以下「職員」という。）が起こした交通事犯について、その懲戒処分等（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項に規定する免職、停職、減給若しくは戒告又は服務規律上の措置としての訓告等をいう。以下同じ。）の標準的な量定その他必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 標準的な量定

交通事犯に係る懲戒処分等の標準的な量定は、別表のとおりとする。

### 第 3 量定の決定

懲戒処分等の量定の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮したうえで判断するものとする。この場合において、個別の事案の内容によっては、別表に定める量定以外のものとするができる。

- (1) 交通事犯に至るまでの経過と内容
- (2) 事故の状況、内容及び規模
- (3) 過去における交通事犯の有無
- (4) 他の服務規律違反の有無
- (5) 損害賠償責任の有無及び処理状況
- (6) 行政処分及び刑事処分の状況
- (7) 職及び職務内容
- (8) その他考慮すべき事情

### 第 4 報告義務

職員は、別表に掲げる交通事犯を起こしたときは、遅滞なく所属長に報告しなければならない。

### 第 5 管理監督者等の責任

職員が交通事犯を起こしたことにより懲戒処分等を受けたときは、次に掲げる者に対して懲戒処分等を行う場合がある。

- (1) 当該職員の服務等について管理監督する立場にある職員
- (2) 当該交通事犯に関し重大な責任があると認められる職員

### 付 則

- 1 この指針は、平成18年12月25日から施行する。
- 2 この指針の施行日前に発生した事案については、なお従前の例による。

別表

交通事犯に係る懲戒処分等の標準的な量定

| 区 分      | 人 身 事 故      |              |              | 物 損 事 故      | 違 反 行 為      |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|          | 死 亡          | 重 傷          | 軽 傷          |              |              |
| 酒酔い運転    | 免 職          | 免 職          | 免 職          | 免 職          | 免 職          |
| 酒気帯び運転   | 免 職          | 免 職          | 免 停 職        | 免 停 職        | 免 停 職<br>減 給 |
| 無免許運転    | 免 職          | 免 停 職        | 免 停 職<br>減 給 | 停 職<br>減 戒 告 | 減 戒 告        |
| 著しい速度超過  | 免 停 職        | 免 停 職<br>減 給 | 免 停 職<br>減 給 | 停 職<br>減 戒 告 | 減 戒 告        |
| その他の違反行為 | 免 停 職<br>減 給 | 停 職<br>減 給   | 減 戒 告        | 戒 告          |              |

- (注) 1 「著しい速度超過」とは、法定最高速度を 30km/h 以上（高速道路は 40km/h 以上）超過して運転する行為をいう。
- 2 「死亡」には、高度な後遺障害を含む。
- 3 「重傷」とは、負傷の治療に要する期間が 3 月以上であるものをいい、「軽傷」とは、重傷以外のものをいう。
- 4 「戒告」については、個別の事案の内容により、訓告等の服務規律上の措置とすることがある。
- 5 措置義務違反（ひき逃げ・当て逃げ）があった場合は、加重処分を行うものとする。
- 6 飲酒運転をさせた場合、飲酒運転を知りながら飲酒を勧めた場合又は飲酒運転をしていることを知りながら同乗した場合も、懲戒処分等を行うものとする。